

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市庶務事務システム等構築業務優先交渉権者選定委員会				
	設置要綱について	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>現在、導入済の人事給与システムの更新と時期をあわせて、令和7年7月から、新たに庶務事務システム、出退勤システム及び人事評価システムを導入するに当たり、適切な業者を選定をすることを目的に公募型プロポーザル方式により選定するため、標記要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 委員構成</p> <p>① 総務部長</p> <p>② 部長が指名する課長・副参事（原則、部の庶務担当の課長）</p> <p>(2) 施行日</p> <p>起案決裁日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>事業者の選定に当たり、公平性及び透明性を確保することができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、下記のとおり事務を進めたい。 （プロポーザルの予定）</p> <p>1月25日 選定要領（審査基準）の策定【第1回選定委員会】</p> <p>2月 上旬 実施要領等の配布開始</p> <p>3月 中旬 参加申込書の提出期間</p> <p>4月 上旬 書類審査【第2回選定委員会】</p> <p>5月 上旬 プレゼンテーション及びヒアリング【第3回選定委員会】</p> <p>5月 中旬 優先交渉権者の決定【第4回選定委員会】</p> <p>6月 下旬 契約締結</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。